

守谷市放射能汚染対策について（報告）

平成 25 年 8 月末までに、市が現時点で実施できる守谷市除染実施計画に基づく放射能汚染対策が終了しましたのでご報告します。

1. 空間放射線量の測定について

- 平成 23 年 5 月に、初めて県が県内市町村の放射線量を測定し、結果を県ホームページで公表（平成 24 年 4 月から固定型モニタリングポストで常時測定し、原子力規制委員会ホームページで公表）
- 市独自の放射線量測定を、平成 23 年 5 月末から開始。現在、幼児施設、小・中学校等 41 か所および公園 67 か所で月 1 回測定を実施
- 平成 23 年 12 月から、市が簡易型放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 ラディ）の市民への貸出しを開始（継続中）。貸出件数は 1,820 件（平成 25 年 9 末日）
- 平成 24 年 2 月に GPS 連動型放射線自動計測システムにより、市内の道路（約 394km）の測定を実施。結果は、除染実施計画の資料として活用（市役所・各公民館等、市ホームページで公表）
- 平成 25 年 8 月末に市が予定していた対策が終了し、市内全域を 500m 間隔（156 ポイント）で測定を実施。結果は、156 ポイント全域で毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回る状況

2. 放射能汚染対策について

平成 23 年 8 月に、市が覆土による放射線量低減化実験を市立保育所で実施し、県が表土除去による実験を私立幼稚園で保護者協力のもと実施しました。この結果を受け、子どもの生活空間の放射線量低減化を目的に、小学校校庭や保育所等園庭の対策を平成 23 年度夏休み中に実施しました。平成 24 年度からは、守谷市除染実施計画に基づき本格的な放射線量低減化工事を開始し、平成 25 年度には、住宅地の放射線量低減化作業を実施しました（平成 25 年 8 月終了）。

【放射線量低減化工事（作業）実施件数】

除染対象		除染実施済	除染不要	合計
子どもの生活空間	幼稚園・保育所（園）	14	3	17
	小学校	10	0	10
	中学校	4	0	4
	公園・スポーツ施設	80	3	83
住宅	戸建て住宅	103	1,002	1,105
	集合住宅	3	10	13
その他公共施設（庁舎・公民館等）		8	5	13

3. 食品・飲料水などの検査について

国は、平成 24 年 4 月 1 日に食品の安全確保のため新たな基準を設定しました。新基準値をもとに、県・市は農産物や給食食材、飲料水などについて放射性物質検査を実施しました。

【暫定規制値（平成 24 年 3 月 31 日まで）】

食品区分	野菜類	穀物類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
基準値（ベクレル /kg）	500	500	500	200	200





【食品・飲料水中の放射性物質の基準値（平成 24 年 4 月 1 日から）】

食品区分	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値（ベクレル /kg）	100	50	50	10

●農産物等

【農産物等の検査状況】

種別	実施者	実施状況	公表方法
農産物 （穀物類などの主要品目）	県	随時実施	県ホームページで公表
地場産の農作物や家庭菜園の作物	市	毎週水曜日（平成 24 年 2 月 15 日から） ※予約制／場所：茨城みなみ農業協同組合ガス事業所	市ホームページで公表
家庭用食材	市	平日午後（平成 24 年 5 月 21 日から） ※予約制／場所：給食センター	本人のみへお知らせ

●給食食材

給食センターにて、学校給食（平成 24 年 3 月 1 日から）、市立保育所（平成 24 年 3 月 2 日から）、私立保育園（平成 24 年 8 月 1 日から）給食食材の検査を実施しており、結果は全ての食材が不検出でした。学校給食のサンプル数は、当初は 1 日 1 品目でしたが、平成 24 年 9 月から一食検査（調理品一食分を混ぜ合わせて検査）を行っています。保育所（私立保育園含む）給食は、11 施設（市立 2 施設、私立 9 施設）で 1 日 2 品目の検査を実施しています。

※検査は給食提供前に終了し、結果は当日午前 11 時までに市ホームページで公表

●飲料水など

・水道水検査：県生活衛生課が市の水道水検査を実施（平成 23 年 3 月末から）

当初は週 2～3 回、現在は週 1 回実施し、平成 25 年 9 月末日現在、全て検査当時の基準値を下回っています。

・地下水検査：国が総合モニタリング計画に基づき実施

市内では 1 か所、年 2 回実施し、平成 25 年 9 月末日現在、放射性物質は検出されていません。

4. 今後の取り組み

●空間放射線量の測定

各施設の定点測定について、放射能汚染対策後は測定値に大きな上昇が見られないことや、固定式モニタリングポストで常時観測されていることから、頻度等を見直す予定です。

住宅地の測定については、簡易型測定器の貸し出しを継続していく予定です。

●放射能汚染対策

・子どもの生活空間（小・中学校、幼稚園、保育所、保育園、公園、その他幼児施設）

平成 25 年 8 月末までに全て完了したため、大規模な対策工事は実施しません。その他公共施設についても同様ですが、局所的に大きく基準値を超えるような箇所が確認された場合は、各施設管理者と連携し、対応していく予定です。

・住宅地

放射能汚染対策の対象となる場所が確認された場合は、土砂の堆積除去等の除染および保管方法を説明し、基本的に所有者（管理者）に対応していただく予定です。

・道路

市内を 500m 間隔で測定した 156 ポイント全てが基準値を下回っているため、対策を実施しない予定です。

・河川・水路（調整池含む）

放射性物質が集まりやすい特性がありますが、明確な国の指針がない状況です。住宅地内を流れる水路や公園機能を備えた調整池の局所的に放射線量が高い箇所は、継続して立ち入り禁止等の措置を行います。今後は、国の調査や研究機関等から情報収集を行い、必要に応じて、東京大学と連携し、注意深く観察していく予定です。





●森林・農地・牧草地

市内を 500m 間隔で測定した結果、全て基準値を下回っていたことや、農産物等の検査結果から判断し、対策を実施する予定はありません。

●食品・飲料水などの検査

- 農産物等・水道水・地下水検査：国や県の検査動向および方針等を踏まえ、継続予定
- 給食食材検査：子どもたちの安全と安心確保のため、当分の間、同様継続予定

●その他

事故直後に常総環境センター（旧施設）から出た基準値を超える飛灰固化物は、指定廃棄物として国の管理委託を受け、常総環境センターの敷地内において仮保管しています。現在、国では集中管理できる処分場の設置を検討しており、市としても、仮保管の状況が早期に解消されるよう働きかけをしていく予定です。

5. 問合せ先

項 目	担当課	電話番号
放射能全般	生活環境課	内線 146
農作物等	経済課	内線 262
水道	上下水道課	48-1842
市立保育所	児童福祉課	内線 151
市立小・中学校	学校教育課	内線 281
学校給食	学校給食センター	48-0253
公園・道路	建設課	内線 251



▲放射線量測定の様子

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合せ先 市役所交通防災課 交通・防災 G 内線 138

道路交通法が改正!!自転車の逆走が禁止

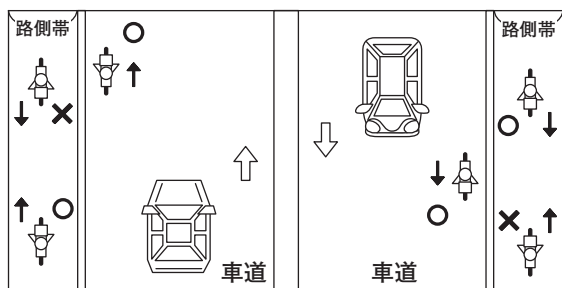
今月から改正道路交通法が施行され、自転車の通行方法が規定されることになりました。

○ブレーキの検査拒否で、5 万円以下の罰金

ブレーキがついていない、ブレーキに不備のある自転車について、警察官による検査を拒否、または応急措置命令に違反すると罰金が生じます。

○路側帯通行を左側に限定、逆走すると 3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

これまで、歩道がない道路などにある路側帯を自転車が通行する場合、道路の左側と右側のどちらの路側帯でも通行することができましたが、今後は進行方向の左側の路側帯しか通行できません。違反すると懲役や罰金に処せられます。自転車も車両の一種です。ルールを守り安全運転を心掛けましょう。



●市内の犯罪発生状況（平成 25 年 1 ～ 10 月）

発生地域	刑法犯総数	街頭犯罪	住宅侵入犯罪	万引き	コンビニ強盗	振り込め詐欺
①	383(△ 79)	145(△27)	35(△28)	79(+4)	0(0)	2(0)
②	125(△ 52)	52(△29)	16(△13)	1(△3)	0(0)	1(0)
③	95(△ 35)	53(△ 8)	11(0)	4(△5)	0(0)	0(0)
合計	603(△166)	250(△64)	62(△41)	84(△4)	0(0)	3(0)

街頭犯罪内訳

発生地域	乗り物盗			ひったくり	車上狙い
	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
①	22(+11)	12(+2)	79(△42)	2(0)	30(+2)
②	4(△10)	8(+2)	33(△23)	1(+1)	6(+1)
③	3(△ 1)	3(0)	33(△ 5)	0(0)	14(△1)
合計	29(0)	23(+4)	145(△70)	3(+1)	50(+2)

※（ ）内の数字は、前年 1 ～ 10 月との比較

▶発生地域区分

- ①本町、松並、ひがし野、赤法花、百合ヶ丘、中央、松ヶ丘、大柏、野木崎
- ②久保ヶ丘、御所ヶ丘、立沢、松前台、薬師台、緑、板戸井、大木、大山新田
- ③みずき野、小山、乙子、けやき台、高野、鈴塚、美園

守谷市の交通事故発生状況（11 月）

件数 19 件

死者数 0 人

負傷者数 21 人

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

市では、寝具類の衛生管理の困難な高齢者の皆さんが快適な生活を送れるように、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

▼対象 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方(本人に市町村民税が課税されている方を除く)

(1) 老衰、認知症、傷病等の理由により寝たきりの状態にある65歳以上の方

(2) 寝具の衛生管理の困難な65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上の方

(3) 寝たきりの状態にある重度身体障がい者

▼実施 平成26年2月予定

▼サービス内容 申し込み後、洗濯業者からの連絡で、寝具類の預かり日程を決めます。指定日に洗濯業者が自宅を訪問し、寝具類を預かります。工場で寝具類を丸洗い・乾燥・消毒し、約2週間後に自宅へ届けます。

▼申込締切 平成26年1月17日(金)まで

▼利用料金(左表)

品名	利用者負担額
敷布団(綿)	210
① 介護用ベッドマット	367
ベッドパット	42
② 掛布団(綿)	210
掛布団(羽毛)	
③ 毛布	84

*①～③に各1枚利用可能

*利用者負担額はサービス利用後に送付される納付書で支払う

▼申込・問合先 市役所 介護福祉課 高齢福祉G

☎ 45・1744(直通)

◎代行申請 市役所に出向くことが困難な方は、代行申請をご利用ください。

・守谷中学校区 在宅介護支援センターもりや

☎ 48・2099

・御所ヶ丘中学校区 在宅介護支援センターわたば

☎ 46・2002

・愛宕中学校区 在宅介護支援センターやまゆり

☎ 48・4660

・けやき台中学校区 在宅介護支援センターみのり

☎ 45・3580

スマートライフ講座

●会場、申込・問合先

保健センター ☎ 48-6000

スマートには、ほっそりとした体つきという意味のほかに「賢い」「気のきいた」などの意味もあります。健やかな生活を送るために、健康は大事な要素です。自分のライフスタイルに、一味加えませんか。参加費は無料です。

▶日程 下表のとおり ▶定員 先着60人

▶対象 市内在住の40～74歳の方

▶申込方法 平成26年1月8日(水)～30日(木)に直接または電話で申し込む(土・日曜日、祝日除く)

日時	内容
平成26年 2月4日(火)～6日(木) 午前: 9:30～11:30 午後: 13:30～15:00	活力年齢計による測定 (30分ごとに予約制で実施)
2月12日(水) 10:00～11:30	①活力年齢測定結果個人票の返却・結果表の見方説明 ②食の情報提供 野菜だけで食物繊維は充分? 適塩生活とは
2月17日(月) 10:00～11:30	自分にあった運動とは何なのか? (講義と実技) 講師 大場一広氏(K-FIT)
2月27日(木) 14:00～15:30	講話「尿に関するあれこれ～誰にも聞けない尿の悩みについて～」 講師 西嶋由貴子氏(総合守谷第一病院泌尿器科)

「(仮称)開智望小学校」の設置計画が承認

これまで市民の皆さんにご支援をいただきました「開智学園」の設置について、11月27日に県知事の承認が得られ、平成27年4月の開校を目指し、第一歩を踏み出しました。

市でも引き続き、教育環境の充実と教育水準の向上を図っていきます。

○問合先 市役所企画課 内線331

「広報もりや」に皆さんのご意見を

広報もりやでは、より読みやすく、手に取ってもらえる広報紙作りを目指しています。身近で親しみのある広報紙に向けて、皆さんが広報紙を読んで感じたこと、こんな記事が読みたいなど、気軽にご意見やご要望をお寄せください。

皆さんからいただいたご意見やご要望は、今後の広報もりや作成に反映させていただきます。

○問合先

市役所秘書課

秘書・広報G 内線322

☎ 45-6529

✉ hisho@city.moriya.ibaraki.jp



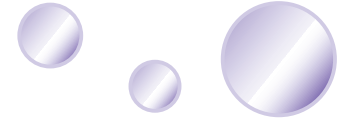
申請をお忘れなく！

高額医療・高額介護

合算療養費制度

●問合先

国民健康保険 市役所国保年金課 国保G 内線 102～104
後期高齢者医療 市役所国保年金課 医療福祉G 内線 107、108
介護保険 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172



自己負担限度額（年間）

保険者等区分		所得区分	限度額
後期高齢者医療 ＋ 介護保険		現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円
国保 または 社会保険等 ＋ 介護保険	70～74歳	現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円
	70歳未満	上位所得者	126万円
		一般所得者	67万円
		住民税非課税世帯	34万円

世帯で同じ医療保険の加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が算定基準を超えたときに、申請によりその超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給される制度です。

計算方法

自己負担額は、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算します。ただし、同一世帯でも対象年度の末日（7月31日）に異なる医療保険（後期高齢者医療、国保、社会保険等）に加入していた場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。世帯の負担額を合算した額から、自己負担限度額（左表）を差し引いた分（500円を超える場合に限る）が支給されます。

復興増税による個人市民税・県民税均等割額の増額

●問合先 市役所税務課 市民税G 内線 205～207

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の均等割の標準税率に1,000円（個人市民税500円＋個人県民税500円）が加算されます。

		平成25年度	平成26～29年度	平成30～35年度
均等割額の 市市民税の	標準税額	3,000円	3,000円	3,000円
	復興増税分	－	500円	500円
県民税の均等割額	標準税額	1,000円	1,000円	1,000円
	森林湖沼環境税	1,000円	1,000円	－
	復興増税分	－	500円	500円
均等割額（年間）		5,000円	6,000円	5,000円

- ◎所得区分
- ①上位所得者：基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯、未申告世帯の方
 - ②現役並み所得者：同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方
 - ③低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方
 - ④低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方（例：年金収入が80万円以下等）
 - ⑤一般所得者：①～④以外の方
- *国保または社会保険等加入の方は、加入している保険にお問い合わせください。

支給の対象となる被保険者の方には、支給申請のお知らせを送付します（平成26年1月予定）。計算期間中（毎年8月1日～翌年7月31日）に加入する医療保険、介護保険の種類が変わった方、または死亡や転出・転入された方は、支給申請のお知らせが届いていない場合、支給対象になる場合があります。支給要件に該当するかどうかご確認ください。

支給申請のお知らせを送付

償却資産を所有する方は、平成26年1月31日までに申告を!

●申告・問合せ 市役所税務課 資産税G 内線 202、203

会社や個人で工場や商店などを経営している方が所有する事業用資産は、償却資産として申告する義務があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

Q1 償却資産とは何ですか?

A1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。

【資産】
＝固定
資産税の対象



※自動車・軽自動車等は除外

Q2 償却資産の対象になるものは何ですか?

A2 1月1日現在で、会社や個人が事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの(例)



Q3 償却資産の評価額の計算方法は?

A3 ・平成25年5月に冷蔵庫(耐用年数12年)を50万円で取得した場合(前年中に取得)

取得価格 500,000 円 $\times 0.912^* = 456,000$ 円

⇒評価額(=平成26年の申告額)

・平成24年5月にキャビネット(耐用年数15年)を100万円で取得した場合(前年より前に取得)

[取得価格 1,000,000 円 $\times 0.929^* = 929,000$ 円]

⇒評価額(=平成25年の申告額)

前年の評価額 929,000 円 $\times 0.858^* = 797,082$ 円

⇒評価額(=平成26年の申告額)

※減価残存率(耐用年数や取得時期によって異なる)

Q4 償却資産の税額の計算方法は?

A4 課税標準額(1,000 円未満切り捨て) $\times$ 税率(0.014)

= 税額(100 円未満切り捨て)

Q3で求めた評価額(特例が適用される場合があります)

◎課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

◎期限後申告・調査による課税の場合、延滞金が発生する場合があります。

家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在で所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したときには、速やかに税務課資産税Gへご連絡ください(家屋の滅失登記をされた場合は必要ありません)。

「中学生の税についての作文」 「税に関する高校生の作文」

入賞者紹介

竜ヶ崎税務署、租税教育推進協議会、納税貯蓄組合連合会では、「税についての作文」を募集しました。これは、租税教育の一環として、次代を担う中学生や高校生に「税」に対して親しみや関心を持ってもらい、併せて租税の役割、使われ方についての正しい知識と理解を深めてもらうことを目的としたものです。

今年度は、中学生 3,561 編、高校生 407 編の応募があり、市内の生徒が次のとおり入賞しました。おめでとうございます。

◎竜ヶ崎税務署長賞



おくともみりや
奥富彩夏さん
(愛宕中1)

◎茨城県知事賞



すみよし まりな
住吉真里菜さん
(けやき台中3)

◎竜ヶ崎税務行政協力会長賞



こじますずく
小島翠咲さん
(守谷高1)

◎全国納税貯蓄組合連合会長賞



やぐちしの
谷口詩乃さん
(御所ヶ丘中3)

◎全国納税貯蓄組合連合会優秀賞



はるかわたる
細川寛樹さん
(守谷中2)

◎竜ヶ崎税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞



ふるや りなこ
古谷梨菜子さん
(愛宕中2)

国・県・東京電力(株)・首都圏新都市鉄道(株)へ要望書提出!

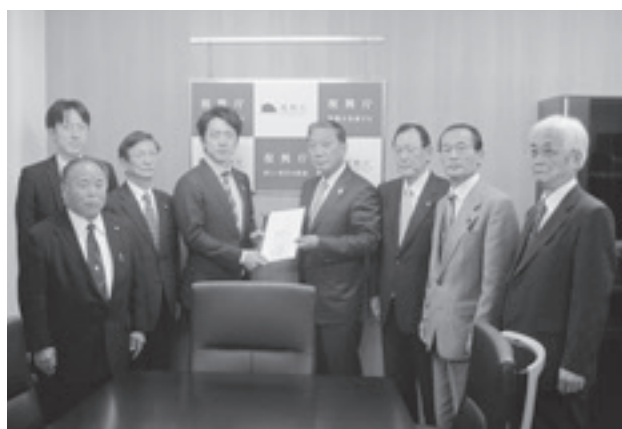
◎福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水対策に対する抗議・要望活動

茨城県市長会(会長・会田市長)、町村会、市議会、議長会、町村議会議長会、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、漁港協会、農業協同組合中央会、観光物産協会の県内8団体が、11月25日、東京電力(株)に対して抗議文を提出し、県内の風評被害を深刻なものにしていく、その場しのぎの汚染水対

応に強く抗議するとともに、汚染水対策の抜本的な見直しを行うよう求めました。

さらに翌26日、同8団体は、復興庁等において、汚染水対策に関する要望書(総理大臣、経済産業大臣、復興大臣あて)を提出し、政府が前面に立つて汚染水問題を解決するとともに、実害および風評被害対策に全力で取り組むよう要望しました。

◎県知事へ要望書提出



▲小泉進次郎復興大臣政務官に要望書を提出

茨城県市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会による4団体連絡会議(代表・会田市長)は、11月15日、県知事に對して、子どもの医療費助成を現行の小学3年生までから中学3年生まで拡大すること(守谷市は単独費で中学3年生まで助成実施)や、各種審議会の統廃合など行財政改革の一層の推進をはじめ、県

勢の発展と県民福祉の向上を図るための各方面にわたる施策の推進を要望しました。

◎つくばエクスプレス東京駅延伸に関する調査要望



つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会の会長を務める会田市長をはじめ沿線市長等関係者が、11月19日、首都圏新都市鉄道(株)に對して、つくばエクスプレス東京駅延伸に関する調査を求める要望書(沿線9区市連名)を提出し、さらなる利便性の向上に向けて、早急に需要予測などの調査を行うよう強く要望しました。

取手市医師会健康教室

アレルギー性鼻炎

アレルギー性鼻炎は非常に身近な疾患で、スギ・ヒノキ花粉症だけで日本人の人口の約25%、アレルギー性鼻炎全体で約40%に上り、まさに国民病といえます。

標準的な治療は内服薬や点鼻薬といった薬物治療ですが、近年薬物治療以外の選択肢が増えてきているのをご存知でしょうか。

外来治療として広く普及しているのがレーザー治療で、炭酸ガスレーザー等を用いて鼻粘膜を焼灼・減量することにより主に鼻づまりを改善する方法です。比較的簡単に施行できますが、治療効果が永続的でない点が短所です。一方、鼻腔が狭いために慢性的な鼻づまりがある場合、鼻腔形態を手術で矯正することで鼻づまりを改善する方法があります。鼻中隔矯正術や下鼻甲介切除術と呼ばれる手術で、近年は内視鏡の導入により改良されています。さらに最近、後鼻神経切断術という新しい術式が考案されました。くしゃみや鼻水

分泌に関わる鼻内の自律神経を内視鏡下に切断する手術で、上記の鼻腔形態矯正術と併用することで、重度の鼻炎症状を大きく改善することが期待できます。

手術療法以外で最近注目されている治療が舌下免疫療法です。免疫療法とは、アレルギーの原因物質のエキスを少しずつ増量しながら体に注射して、徐々にアレルギーを起こさないようにしていく体質改善治療です。古くからある治療法で有効性も高いのですが、頻繁かつ長期間の通院が必要で、まれに命に関わるほどの強いアレルギー反応が起きるため、普及していませんでした。しかし近年、注射ではなく舌の裏側にエキスを投与して、口の中から体内に吸収させる新しい方法が考案されました。この方法は通院頻度が少なく、重い副作用も出にくいといわれています。まだ臨床試験の段階ですが、アレルギーの根本治療のため、実用化が期待されています。

情報ひろば

上水道工事

水道管の耐震化工事を順次行っています。交通規制等でご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

▼工事名 ①H24緊急上水
布設替第5号工事②H25上
水布設替第1号工事▼場所
みずき野地内▼請負者 ①
(株)大山設備②(有)須賀緑化土
木▼期間 平成26年3月20
日(木)予定



▼問合せ 上下水道事務所
事業G ☎48・1842

ふるさ都市もりや朝市

家族や友達と一緒に

してください。※小雨決行

▼日時 平成26年1月5日
(日)午前10時～午後1時▼会
場 守谷駅西口駅前広場

▼問合せ 守谷すたいる
亀田 ☎45・0046/市
役所経済課 商工・観光G
内線262

平成26年度小学校入学児童 に対する入学祝品の贈呈

社会福祉法人茨城県母子
寡婦福祉連合会から、ひと
り親家庭(母子家庭、父子
家庭)のお子さんに入学祝
品(学用品)を贈呈します。

▼対象 ひとり親家庭で平
成26年度に小学校へ入学す
る児童▼申込方法 保護者
の方が平成26年1月31日(金)
までに市役所児童福祉課
(内線156)へ児童の氏
名・性別・生年月日・保護
者名・住所・連絡先を伝え、
申し込む

▼問合せ (社福)茨城県
母子寡婦福祉連合会 長島
☎029・221・7505

おなかにいるときから はじめるべびいケア

胎児の生活を守るには子
宮の環境を整えることが必
要です。生まれる前からの
べびいケアについてお話
します。

▼日時 平成26年1月19
日(日)午後1時45分～4時

▼会場 つくば国際会議場
202会議室(つくば市竹
園2-20-13)▼対象 助
産婦・医療関係者・一般市
民(男性の同伴も可)▼内
容 情報提供「サプリメント
の現状について」アスタ
リール(株)/特別講演「おな
かにいるときからはじめる
べびいケア」妊娠・出産・
育児を気持ちよく」吉田
敦子氏(NPO法人母子フイ
ジカルサポート研究会代表
理事)▼定員 120人(先
着順)▼参加費 1000
円▼駐車場 有料▼申込方
法 電話・FAX・電子
メールで申し込む

▼主催・申込・問合せ 茨
城県保険医協会 ☎02
9・823・7930 FAX 02
29・822・1341

☎info@ibaho.jp

住宅借入金等特別控除申告説明会

●問合せ 市役所税務課 市民税G
内線205～207

税理士の説明を受けながら、自分自身で申告書を作成し、
提出します(予約不要)。

対象	次の全てに該当する方 ・平成25年中に入居した方で、年末調整の済んでいる給与所得者 ・医療費控除等の住宅借入金等特別控除以外の追加の申告をしない方 ・1人でローンを組んでいる方(連帯債務をしていない方)
日時	平成26年1月24日(金)10:00～/13:30～ ※所要時間:約1時間30分
会場	市役所大会議室
必要書類	⑦給与の源泉徴収票⑧住民票(平成26年1月1日以降に取得/市役所 総合窓口課で交付)⑨登記事項証明書(法務局で交付)⑩収入印紙を 貼付した売買契約書・請負契約書の写し⑪住宅取得資金に係る借入金 の年末残高等証明書(借入先が発行)⑫印鑑(スタンプ式不可)⑬本人 名義の口座番号の分かるもの ※「認定住宅の新築等に係る特例」を受ける方は、以下の2点も必要 ⑭長期優良住宅建築等計画(低炭素建築物新築等計画)認定通知書の 写し(県で交付)⑮住宅用家屋証明書の写し(市役所税務課で交付) または認定長期優良住宅(認定低炭素住宅)建築証明書(建築士が発行)

- *席に限りがあるため、参加は本人または代理人1人のみご参加ください(お子
さん連れでの来庁はご遠慮ください)
- *必要書類の交付・発行については、事前に交付・発行元にご確認ください
- *写しの必要なものは各自準備をお願いします(会場でのコピー不可)
- *中古住宅および増改築の場合は、竜ヶ崎税務署(☎0297-66-1303)に問い合
わせ、または国税庁ホームページでご確認ください

茨城県行政書士会
県南支部 無料相談会

▼日時 平成26年1月18日
(土)午後1時30分～4時▼場
所 中央公民館団体活動室
▼内容 相続・遺言・法人
設立・営業許可・農地転
用・帰化永住・在留資格・
権利義務・事実証明に関す
ること

▼問合せ 茨城県行政書士
会県南支部 ☎0299・
26・2756

平成25年度甲種防火管理
新規講習

▼期日 平成26年2月13日
(木)・14日(金)の2日間▼会場
守谷消防署▼内容 防火管
理の意義・制度／火気管理
／施設・設備の維持管理／
防火管理に係る訓練・教育
※全日程の受講が必要(欠
席・遅刻等は認められませ
ん)▼受講料 5000円
／常総地方防火協会加入事
業所は4500円▼定員
先着50人▼申込期間 平成
26年1月14日(火)～17日(金)
※午前8時30分～午後5
時▼申込方法 受講申請書

(ホームページまたは管内
各消防署窓口で取得)に必
要事項を記入し申し込む
▼申込・問合せ 常総広域
消防本部予防課 ☎23・
0904 HP <http://www.iyouso-koiki.or.jp/>

第18回わくわく美術展作品

県と県社会福祉協議会
は、美術展の出展作品を募
集します。

▼開催期間 平成26年2月
22日(土)～28日(金)▼会場 県
民文化センター(水戸市千
波町東久保697)▼募集
部門 日本画、洋画、彫刻、
工芸、書、写真※自己制作
で未発表のもの(1人1点
まで)▼応募資格 昭和30
年4月1日以前生まれで市
内在住のアマチュアの方

▼出展料 2000円※茨
城わくわくセンター事業推
進サポーター(個人)は無
料▼作品搬入 期間 平成
26年1月16日(木)～18日(土)午
前9時30分～午後4時/場
所 県民文化センター搬入
口(1階事務所側)

▼問合せ 県社会福祉協議
会 茨城わくわくセンター
☎029・243・8989

／市役所介護福祉課 高齢
福祉G 内線175
NPO法人おむすび
会員募集

こころの病を持つ方をサ
ポートする会員を募集して
います。

▼主な活動 ①月2回(土
曜日)保健センターでのサ
ロン開設②調理実習(年2
～3回)③ふくしふれあい
まつりへの参加④市交流会
等啓発活動への参加

▼申込・問合せ NPO法
人おむすび 高橋 ☎48・
1937

第1回取手ギターサーク
ル発表コンサート

美しいギターの音色で、
休日のひと時を過ごしてみ
ませんか?

▼日時 平成26年1月19日
(日)午後2時～▼会場 市民
交流プラザホール▼曲目
映画音楽、クラシック、ポ
ピュラーナンバーなど▼定
員 先着60人

▼問合せ 取手ギター代
表 山崎 ☎080・11
66・4647 ☒kya
mazak@arion.ocn.ne.jp

女性のための骨美人講座(骨粗しょう症予防教室)

～いくつになっても健康で若く見られたい!～

骨粗しょう症は、年齢の
せいだからと諦めていませ
んか? この講座では、自
分の骨量を知り、自分で
できる丈夫な骨づくりのため
の食事や運動のヒントを学
びます(現在骨粗しょう症
治療中の方は除く)。
▼対象者 40～70歳までの
女性▼会場 保健センタ
ー1 ☎48・6000
▼募集人数 先着100人
※原則全回参加できる方
(2回目のみの参加も可)
▼参加費 無料▼申込期間
平成26年1月6日(月)～17日
(金)※土・日曜日、祝日を除
く▼申込方法 窓口または
電話で申し込む
▼申込・問合せ 保健セン
ター1 ☎48・6000

回	日時	内容
1	平成26年 1月31日(金)または 2月3日(月) 9:30～	骨粗しょう症検診(DXA法) ※手のレントゲン撮影で測定(時 間指定/1月31日(金)・2月3日(月) のいずれかにご参加ください)
2	2月13日(木) 13:30～15:30	骨粗しょう症検診結果返却/医師 講話 「改めて骨粗しょう症ってどん な病気?」 講師 平林宏之氏(けやき台整 形外科クリニック)
3	2月18日(火) 13:30～15:30	講義と実技 「運動があなたの骨を丈夫にし ます!!」～実際に体を動かして みましょう～ 講師 健康運動指導士
4	2月24日(月) 13:30～15:00	講義「知ってますか? カルシ ウムだけではない 骨のための 新食習慣!」 講師 栄養士

1月 JANUARY

1 水	❖元旦 市役所業務休止期間（～4日） 公民館業務休止期間（～3日）
2 木	
3 金	
4 土	
5 日	ふるさ都市もりや朝市（10:00～13:00 守谷駅西口駅前広場）
6 月	おはなし会（15:00～保健センター） 粗大ごみ戸別収集申込期間（～10日） 粗大ごみ戸別収集日
7 火	献血（10:00～16:00 イオンタウン守谷） おはなし会（10・11・15日 11:00～中央図書館）
8 水	こころのリハビリ（15日 9:30～11:30 保健センター） 認知症の方の家族の集い（13:30～15:00 市役所） 缶・プラ容器収集日、公民館休館日 ビン・ペット収集日
9 木	
10 金	
11 土	消防出初式（9:00～中央公民館）
12 日	成人式典（13:00～中央公民館）
13 月	❖成人の日
14 火	
15 水	プラ容器収集日
16 木	紙・布類収集日
17 金	
18 土	
19 日	おはなし会（14:00～中央図書館） 親子たこあげ大会（11:00～大利根運動公園） 市民バスケットボール大会（26日 常総運動公園総合体育館）
20 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～24日） 粗大ごみ戸別収集日
21 火	
22 水	缶・プラ容器収集日
23 木	ビン・ペット収集日
24 金	
25 土	
26 日	
27 月	
28 火	おひぎでだっこおはなし会（11:00～中央図書館）
29 水	プラ容器収集日
30 木	紙・布類収集日
31 金	納期限：市民税・県民税（4期）、国民健康保険税（7期）、 後期高齢者医療保険料（7期）、上下水道使用料（11・12月分） ※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁（8:30～12:00・13:00～17:15）しています

1月の各種相談	法律相談	21日 9:00～12:00	市役所	14日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	20日 13:00～16:00		—
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	25日(第4土曜日) 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたき)	火～金曜日 9:00～17:00	もりや学びの里内	☎ 45-2655
	こころの健康相談	9日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 20日 ・年金・労務 27日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		
	生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 174

暮らしのコーナー

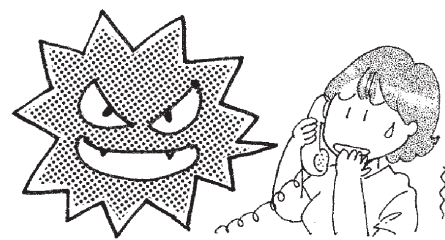
東京オリンピックに関連した 詐欺的トラブルにご注意ください!

事例 知らない業者から電話があり、「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国 500 人限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。権利を譲れば東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。不審に思い、消費生活センターに情報提供した。(60代・男性)

事例 自宅に白い封筒が届いた後、知らない業者から電話があり、「白い封筒は大手宝石会社からで、この会社が東京オリンピックのメダルを作ることになった。当社ではこの会社に協賛したい。封筒を譲ってくれたら商品券を渡す」と言われた。断り続けたが、自宅に来ると言って電話が切れた。どうすれば良いか。(60代・女性)

ひとことアドバイス

- 悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルはさらに増えると考えられますので、十分に注意してください。
- お金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。安易に信用しないようにしましょう。



トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎ 45-2327
(市役所 2 階経済課内) 月～金曜日
9:00～12:00、13:00～16:00
- ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン
☎ 0570-064-370 (全国共通)
- ※土・日曜日、祝日の 10:00～16:00
は国民生活センターを案内します